

電気工事協同組合同定款

第一章 総 則

(目的)

第一条 本組合は組合員の相互扶序の精神に基き組合員のために必要な事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し且つその経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(名称)

第二条 本組合は唐津電気工事協同組合と称する。

(地区)

第三条 本組合の地区は唐津市、東松浦郡の区域とする。

(事務所の所在地)

第四条 本組合は事務所を唐津市に置く。

(公告の方法)

第五条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示してする。

(規約)

第六条 この定款で定めるもののほか必要な事項は規約で定めることができる。

第二章 事 業

(事業)

第七条 本組合は第一条の目的を達成するために左の事業を行う。

一、組合員の経済的地位の向上のためにする団体協約の締結

二、組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

三、組合員の福利厚生に関する事業

四、前各号の事業に附帯する事業

第三章 組 合 員

(組合員の資格)

第八条 本組合の組合員たる資格を有する者は、左の要件を備える事業者とする。

一、地区内において電気工事業を営む者。

（唐津市内又は近郊内）

(加入)

第九条

組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て組合に加入することができる。
本組合は加入の申込があったときは理事会においてその諾否を決する。

(加入者の出資払込及び加入金)

第十条

前条第一項の承諾を受け者は遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込をしなければならない。但し、持分の全部又は一部を承継することにより加入する場合は、この限りでない。

2. 前項本分の加入者からは加入金を徴収することができる。

3. 加入金の額は総会において定める。

(相続加入)

第 十一 条

死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の一人が相続開始後三十日以内に加入の申出をしたときは前二条の規定にかかわらず相続開始のときに組合員になったものとみなす。
前項の規定により加入の申出をしようとする者は他の相続人の同意書を提出しなければならない。

第 十二 条
(予告脱退)

2. 組合員はあらかじめ組合に通知した上で事業年度の終において脱退することができる。
前項の通知は事業年度の末日の九十日前までにその旨を記載した書面でしなければならない。

第 十三 条
(除 名)

本組合は中小企業等協同組合法（以下「法」という）に定めるものの外在の各号の一に該当する組合員を除名することができる。

- 一、 本組合の事業の利用につき不正の行為があった組合員
- 二、 本組合の事業を妨げ又は妨げようとする行為のあった組合員
- 三、 法令または本組合の定款もしくは規約に違反し、その他本組合の信用を失わせるような行為のあった組合員

(脱退者の持分の払戻)

第 十四 条 組合員が脱退したときはその持分の全額を払い戻すものとする。但し、除名による場合は払い戻さない。

(使用料又は手数料)

第 十五 条

2. 本組合はその行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。
前項の使用料又は手数料の額は規約で定める額を限度として理事会で定める。

(経費の賦課)

第 十六 条

2. 本組合は第七条第二号、第三号の事業の費用に充てるため組合員に経費を分担させることができる。
前項の経費の分担額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は総会において定める。

(出資口数の減少)

第十七条

組合員は左の各号の一に該当するときは事業年度の終においてその出資口数の減少を請求することができる。

- 一、事業を休止したとき
 - 二、事業の一部を廃止したとき
 - 三、その他特にやむを得ない事由があるとき
- 本組合は前項の請求があったときは理事会においてその可否を決する。
出資口数の減少については第十四条(脱退者の持分の払戻)の規定を準用する。

(届出)

第十八条

- 一、組合員は左の各号の一に該当するときは一週間以内に本組合に届け出なければならない。
氏名、名称又は事業を行う場所を変更したとき
- 二、事業の全部又は一部を休止し若しくは廃止したとき

(過怠金)

第十九条

- 一、本組合は左の各号の一に該当する組合員に対し総会の議決により過怠金を課することができる。この場合は組合はその総会の会日の十日前までに、その組合員に対し、その旨を通知し、且つ総会において弁明する機会を与えなければならない。
- 二、第七条第一号に規定する団体協約に違反した組合員
第十三条第一号又は第二号に掲げる行為のあった組合員

第四条 出資及び持分

(出資一口の金額)

第二十条 出資一口の金額は、金壹仟円とする。

(出資の払込)
第二十一条 出資は一時に全額を払い込まなければならない。

(延滞金)
第二十二条 本組合は組合員が出資、手数料、使用料、過怠金、賦課金その他本組合の債務を履行しないときは、その払込すべき金額に対し期限の到来した日から払込完了の日迄年11%の割合で延滞金を徴収することができる。

(持分)
第二十三条 組合員の持分は本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。
2. 持分の算定に当っては、その基礎となる金額で計算上100円未満は切り捨てるものとする。

第五章 役員顧問及び職員

(役員の定数)
第二十四条 役員の定数は左の通りとする。
一、理事 三人以上七人以内
二、監事 二名

(役員の任期)
第二十五条 役員の任期は左の通りとする。
一、理事 二年
二、監事 二年
補欠のため選挙された役員の任期はその前任者の残任期間とする。

(理事長及び専務理事の職務)

第二十六条

理事のうち一人を理事長、一人を副理事長とし理事会において選任する。

2.

理事長は本組合を代表し本組合の業務を執行する。

3.

副理事長は理事長を補佐して本組合の業務を執行し理事長に事故あるときは、その職務を代行する。

4.

理事長及び副理事長共に事故があるときは理事会において理事のうちからその代理人一人を定める。

(監事の職務)

第二十七条

監事は何時でも会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をなし又は理事に対し会計に関する報告を求めることができる。

2.

監事はその職務を行うため特に必要があるときは組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の選挙)

第二十八条

役員の選挙は総会において組合員のうちから理事三名、監事二名の連記式無記名投票によって行う。

2.

有効投票の多数を得たものを当選人とする。

3.

投票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。

4.

第一項の規定にかかわらず役員の選挙は出席者全員の同意があるときは指名推薦の方法によって行うことができる。

5.

指名推薦の方法により役員の選挙を行う場合における被指名人の選挙はその総会において理事が選任した選考委員が行う。

(役員の報酬)

第二十九条

役員に対する報酬は総会において定める。

(顧問)

第三十条

本組合に顧問を置くことができる。

2.

顧問は学識経験ある者のうちから理事会の議決を経て委嘱する。

(参事及び会計主任)

第三十一条

本組合に参事及び会計主任を置くことができる。

2. 参事及び会計主任の選任及び解任は理事会において決する。

(職員)

第三十二条

本組合に左の職員を置くことができる。

- 一、主事及び書記 若干名

第六章

総会及び理事会

(総会の招集)

第三十三条

総会は通常総会及び臨時総会とする。

2. 通常総会は毎事業年度終了後二ヶ月以内に臨時総会は必要があるときは何時でも理事会の議決を経て理事長が招集する。

(総会の招集の手続)

第三十四条

総会の招集は会日の十日前までに到着するように会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。

(書面又は代理人による議決権は選挙権の行使)

第三十五条

組合員は前条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行うことができる。この場合はその組合員の親族(現に組合員の事業に従事している者に限る)若しくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

2. 代理人が代理し得る組合員の数は一人までとする。

(総会の定足数)

第三十六條

総会の議事は法第五十三條各号に掲げる事項及び法第六十四條第一項の規定による設立委員の選任を除いて組合員の半数以上が出席しその議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは議長が可否を決定する。

(総会の議長)

第三十七條

総会の議長は各総会毎に出席した組合員のうちから選任する。

(緊急議案)

第三十八條

総会においては出席した組合員（書面又は代理人により、議決権又は選挙権を行うものを除く）の三分の二以上の同意を得たときに限り第三十四條の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。

(総会の議事録)

第三十九條

2. 総会の議事録は議長及び出席した理事が作成しこれに署名するものとする。
前項の議事録には少なくとも左に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一、開会の日時及び場所
- 二、組合員数及びその出席者数
- 三、議事の経過の要領
- 四、議案別の議決の結果（可決、否決の別及び賛否の議決権数）

(理事会の招集)

第四十條

- 理事会は理事長が招集する。
2. 理事長に事故があるときは副理事長が、理事長、副理事長共に事故があるときはあらかじめ理事会において定めた順位に従い、他の理事が招集する。
3. 理事は必要があると認めるときは何時でも理事長に対し理事会を招集すべきことを請求することができる。

4. 前項の請求した理事は同項の請求をした日から五日以内に正当な事由がないのに理事長が理事会招集の手続きをしないときは、自から理事会を招集することができる。

(理事会の招集の手続)

第四十一条 理事会の招集は、会日の七日前までに日時及び場所を各理事に通知してするものとする。但し理事全員の同意があるときは、招集の手続を省略することができる。

(理事会の書面議決)

第四十二条 理事はやむを得ない事由があるときは、あらかじめ会議の目的たる事項が通知された場合に限り書面により理事会の議決に加わることができる。

(理事会の議決事項)

第四十三条 理事会は法又はこの定款で定めるもののほか左の事項を議決する。

- 一、総会に提出する議案
- 二、その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

(理事会の議長及び議事録)

第四十四条

理事会においては、理事長がその議長となる。

2.

理事会の議事録については第三十九条（総会の議事録）の規定を準用する。この場合において同条第二項第四号中、

「（可決、否決の別及び賛否の議決権数）」とあるのは、

「（可決否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）」と読み替えるものとする。

第七章 会 計

(事業年度)

第四十五条

本組合の事業年度は一年とし、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わるものとする。

(法定準備金)

第四十六条

本組合は出資総額に相当する金額に達するまでは毎事業年度の剰余金の十分の一以上を準備金として積立てるものとする。

2. 加入金、過怠金及び第十四条第一項但し書の規定によって払戻をしない金額は準備金に繰り入れるものとする。

(特別積立金)

第四十七条

2. 本組合は毎事業年度の剰余金の十分の一以上を特別積立金として積立てるものとする。

特別積立金は損失のてん補に充てるものとする。
但し総会の議決により臨時緊急の費用に充てることができる。

(法定繰越金)

第四十八条

本組合は第七条第二号の事業の費用に充てるため毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

(剰余金及び繰越金)

第四十九条

一事業年度における総益金から総損金及び繰越損益金を加減したものを剰余金とし第四十六条の規定による準備金、第四十七条の規定による特別積立金及び前条の規定による繰越金並びに納税引当金を控除してなお剰余があるときは総会の議決によりこれを組合員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(剰余金の配当)

第五十条 剰余金の配当は議会の議決を経て組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてし、なお剰余がおるときは年一割の範囲内において事業年度末毎における組合員の出資額に応じてする。

2. 剰余金の配当の計算については第二十三条第二項(持分)の規定を準用する。

(損失金の処理)

第五十一条 損失金のでん補は第四十七条の規定による特別積立金第四十六条の規定による準備金の順に従ってするものとする。

(職員退職給与引当金)

第五十二条 本組合は事業年度末毎に職員退職給与引当金として職員給与総額の十二分の一以上を計上する。

平成十三年 五月 八日 改正